

景観形成基準チェックシート

景観形成重点地域：河川景観保全地域（北上川）

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	位置					<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。 建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ					<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 建築物等の高さについては、各橋上からの岩手山や周囲の山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。
	形態 意匠					<ul style="list-style-type: none"> 河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観形成に配慮すること。 建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。
						<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景となる位置では、視点場からの山容と河川との関係性に配慮し、調和した外観意匠とすること。
勧告 基準	色彩					<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、水辺の景観にふさわしいものとすること。
	素材					<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
						<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化					<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
						<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一緒に構成するよう配慮すること。
	建築 設備					<ul style="list-style-type: none"> 河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	その他					<ul style="list-style-type: none"> 材木町裏石組等の川沿いの歴史的文化的資産を保全した景観に配慮すること。
	高さ					<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角 20 度 ($\tan 20^\circ = 0.3639$) を乗じた数値及び 1.5m（人の目線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩					<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。
						<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着きのある色調とすること。
	建築 設備					<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。

※景観形成のために特に配慮した内容または配慮できなかった理由

備考

- 1 計画において、景観形成基準に特に配慮した事項がある場合「適」及び特に配慮できなかつた事項がある場合「不適」の欄にチェックすること。
- 2 計画において、景観形成基準に特に配慮した内容、または配慮できなかつた事項がある場合は理由について記載すること。
- 3 太枠の欄は、記載しないこと。